

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例及び同施行規則

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 目次 第 1 章 総則 (第 1 条 ~ 第 5 条) 第 2 章 地球温暖化対策に関する施策等 第 1 節 地球温暖化対策推進基本計画等 (第 6 条・第 7 条) 第 2 節 事業活動に係る地球温暖化対策 (第 8 条 ~ 第 1 4 条) 第 3 節 開発事業等に係る地球温暖化対策 (第 1 5 条 ~ 第 2 1 条) 第 4 節 再生可能エネルギー源の利用による 地球温暖化対策等 (第 2 2 条・第 2 3 条) 第 5 節 日常生活等における地球温暖化対策 (第 2 4 条 ~ 第 2 8 条) 第 6 節 環境技術による国際貢献の推進等 (第 2 9 条・第 3 0 条) 第 3 章 地球温暖化対策の推進のための体制整 備 (第 3 1 条・第 3 2 条) 第 4 章 雑則 (第 3 3 条 ~ 第 3 7 条) 附則 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この条例は、地球温暖化対策の推進に關する 計画の策定、事業活動に係る地球温暖化対策等、 環境技術による国際貢献の推進その他必要な事項 を定めることにより、地球温暖化対策を総合的かつ 計画的に推進し、温室効果ガスの排出の抑制並び に吸収作用の保全及び強化 (以下「温室効果ガス の排出の抑制等」という。)を図り、もって低炭 素社会の実現に資するとともに、良好な環境を将来 の世代に引き継ぐことを目的とする。 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。 (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室 効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加 させることにより、地球全体として、地表及び 大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。 (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制 等その他の地球温暖化の防止を図るための施策 をいう。 (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に關する 法律 (平成 1 0 年法律第 1 1 7 号。以下「法」	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則 目次 第 1 章 趣旨 第 1 条 この規則は、川崎市地球温暖化対策の推進に 關する条例 (平成 2 1 年川崎市条例第 5 2 号。以下 「条例」という。)の実施に關し必要な事項を定め るものとする。 第 2 章 用語 第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使 用する用語の例による。

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成21年12月24日条例第52号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則(平成21年12月24日規則第90号)
<p>という。)第2条第3項各号に掲げる物質をいう。</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。</p> <p>(5) 再生可能エネルギー源 太陽光、風力その他のエネルギー源のうち、永続的に利用することができるものと認められるものとして規則で定めるものをいう。 (市の責務)</p> <p>第3条 市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、事業者及び市民が行う地球温暖化対策を推進するための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるよう努めなければならない。 (事業者及び市民の責務)</p> <p>第4条 事業者及び市民は、地球温暖化対策の推進のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者及び市民は、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。 (地球温暖化対策に関する協働)</p> <p>第5条 市、事業者及び市民は、協働して、地球温暖化対策に取り組まなければならない。</p> <p>第2章 地球温暖化対策に関する施策等 第1節 地球温暖化対策推進基本計画等 (地球温暖化対策推進基本計画)</p> <p>第6条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する基本計画(以下「地球温暖化対策推進基本計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 地球温暖化対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 地球温暖化対策の目標</p> <p>(3) 法第20条の3第3項各号に掲げる事項その他前号に掲げる目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策</p>	<p>(再生可能エネルギー源)</p> <p>第3条 条例第2条第5号の規則で定めるものは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第4条各号に掲げる再生可能エネルギー源とする。</p>

の推進に関し必要な事項

- 3 市長は、法第20条の3第4項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策については、地球温暖化対策推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。
- 4 市長は、地球温暖化対策推進基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、地球温暖化対策推進基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。
- 6 市長は、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策推進基本計画を変更するものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により地球温暖化対策推進基本計画を変更する場合に準用する。
- 8 市長は、地球温暖化対策推進基本計画の達成状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。

(地球温暖化対策推進実施計画)

第7条 市長は、地球温暖化対策推進基本計画に基づき、地球温暖化対策の推進のために実施する措置に関する計画(以下「地球温暖化対策推進実施計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、地球温暖化対策推進実施計画に基づく措置の実施状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。

第2節 事業活動に係る地球温暖化対策

(事業活動地球温暖化対策指針)

第8条 市長は、事業者の温室効果ガスの排出の抑制等の推進並びに次条第1項の規定による事業活動地球温暖化対策計画書及び第10条第1項の規定による事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成のために必要な事項についての指針(以下「事業活動地球温暖化対策指針」という。)を定めるものとする。

- 2 事業活動地球温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。
- 3 市長は、事業活動地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、これを公告するものとする。

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成21年12月24日条例第52号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則(平成21年12月24日規則第90号)
<p>(事業活動地球温暖化対策計画書)</p> <p>第9条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、事業活動地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「事業活動地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量</p> <p>(3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針に係る事項</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の量の削減目標及び当該目標を達成するための措置の内容に係る事項</p> <p>(5) 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置に係る事項</p> <p>(6) 前2号に掲げるもののほか地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項</p> <p>(7) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定により事業活動地球温暖化対策計画書を提出した特定事業者(以下「計画書提出特定事業者」という。)は、同項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業活動地球温暖化対策計画書に係る事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 特定事業者以外の事業者(以下「中小規模事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業活動地球温暖化対策計画書を作成し、市長に提出することができる。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により事業活動地球温暖化対策計画書を提出する場合について準用する。この場合において、第2項中「あったとき」とあるのは、「あったとき、当該事業活動地球温暖化対策計画書に係る計画を中止したとき」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第3項の規定により事業活動地球温暖化対策計画書を提出した中小規模事業者が特定事業者に該当することとなった場合は、当該事業活動地球温暖化対策計画書は、その該当することとなった年度以降、その効力を失う。</p>	<p>(特定事業者)</p> <p>第4条 条例第9条第1項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>(1) 本市の区域内に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量(エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第2条第1項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。)の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者(次号に該当する事業者を除く。)</p> <p>(2) 連鎖化事業(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第19条第1項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。)を行う者(以下「連鎖化事業者」という。)にあっては、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者</p> <p>(3) 事業者の事業活動に伴う自動車(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号)第4条各号に掲げる自動車(被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)を除く。)であって、本市の区域内に使用する本拠を有するものをいう。)の前年度の末日における台数が100台以上の事業者</p> <p>(4) 本市の区域内に設置しているすべての事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度の排出の量(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第5条第6号から第11号までの規定の例により得られる量をいう。)が3,000トン以上の事業者</p> <p>(事業活動地球温暖化対策計画書の作成等)</p> <p>第5条 条例第9条第1項の規定による作成は、3年間を計画の期間(以下「計画期間」という。)として行くとともに、同項の規定による提出は、特定事業者に該当することとなった年度以降、3年度ごとに、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、事業活動地球温暖化対策計画書(第1号様式)により、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
<p>(事業活動地球温暖化対策結果報告書)</p> <p>第 10 条 計画書提出特定事業者及び前条第 3 項の規定により事業活動地球温暖化対策計画書を提出した中小規模事業者(以下「計画書提出事業者」という。)は、当該事業活動地球温暖化対策計画書を提出した日の属する年度の翌年度から当該事業活動地球温暖化対策計画書に係る計画の期間が終了する日の属する年度の翌年度(前条第 5 項に規</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、前条第 2 号の規定に該当する連鎖化事業者が条例第 9 条第 1 項規定により作成する場合は、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所を対象として行うものとする。</p> <p>(事業活動地球温暖化対策計画書の記載事項)</p> <p>第 6 条 条例第 9 条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第 4 条各号のうち事業者が該当する号</p> <p>(2) 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類及び中分類のうち事業者が該当するもの</p> <p>(3) 主たる事業の内容</p> <p>(4) 事業者の規模</p> <p>(5) 計画期間</p> <p>(6) 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制</p> <p>(7) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(事業活動地球温暖化対策計画書の変更等の届出)</p> <p>第 7 条 条例第 9 条第 2 項の規定による届出は、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、事業活動地球温暖化対策計画書変更等届出書(第 2 号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第 9 条第 2 項の規定による届出は、変更があったときにあつては速やかに、廃止し、休止し、又は再開したときにあつてはその日の翌日から起算して 15 日以内に行うものとする。</p> <p>(中小規模事業者による事業活動地球温暖化対策計画書の作成等)</p> <p>第 8 条 前 3 条の規定は、条例第 9 条第 3 項の規定による中小規模事業者による事業活動地球温暖化対策計画書の作成及び提出について準用する。この場合において、前条第 2 項中「あつたとき」とあるのは、「あつたとき又は中止したとき」と読み替えるものとする。</p> <p>(事業活動地球温暖化対策結果報告書の提出)</p> <p>第 9 条 条例第 10 条第 1 項の規定による届出は、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、事業活動地球温暖化対策結果報告書(第 3 号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第 10 条第 1 項の規定による届出は、7 月末日までに行うものとする。ただし、条例第 9 条第 2 項の規定による廃止又は休止の届出を行った事業</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
<p>定する場合における中小規模事業者にあつては、同項に規定する年度)までの毎年度、事業活動地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、目標を達成するための措置の実施状況等を記載した報告書(以下「事業活動地球温暖化対策結果報告書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。計画書提出特定事業者が、特定事業者に該当しなくなった場合も、同様とする。</p> <p>2 前条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出を行った場合その他の規則で定める場合については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(事業活動地球温暖化対策計画書等の概要の公表)</p> <p>第 11 条 市長は、事業活動地球温暖化対策計画書及び事業活動地球温暖化対策結果報告書が提出されたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出に係る計画書提出事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第 12 条 市長は、計画書提出事業者に対し、その提出した事業活動地球温暖化対策計画書の内容及び当該事業活動地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項について、事業活動地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者への協力)</p> <p>第 13 条 計画書提出事業者が設置し、又は管理す</p>	<p>者及び同条第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 2 項の規定による中止又は廃止若しくは休止の届出を行った事業者については、届出を行った日の翌日から起算して 90 日以内に行うものとする。</p> <p>3 条例第 10 条第 2 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる場合にあつては、廃止した日若しくは中止した日の属する年度の翌々年度以降又は休止した日の属する年度の翌々年度から再開する日の属する年度までの間に限る。</p> <p>(1) 特定事業者が条例第 9 条第 2 項の規定による廃止又は休止の届出を行った場合</p> <p>(2) 中小規模事業者が同条第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 2 項の規定による中止又は廃止若しくは休止の届出を行った場合</p> <p>(3) その他市長が特別の事情があると認める場合 (事業活動地球温暖化対策計画書等の概要の公表)</p> <p>第 10 条 条例第 11 条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。ただし、当該事項を公にすることにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 事業活動地球温暖化対策計画書 次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 条例第 9 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項</p> <p>イ 第 6 条第 1 号から第 6 号までに掲げる事項</p> <p>ウ その他市長が必要と認める事項</p> <p>(2) 事業活動地球温暖化対策結果報告書 次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 条例第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる事項</p> <p>イ 第 6 条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項</p> <p>ウ その他市長が必要と認める事項</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
<p>る施設又は事業所の一部を使用して事業活動を行う事業者は、その使用に係る施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者による事業活動地球温暖化対策計画書の作成に協力するよう努めるとともに、当該事業活動地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進について協力するよう努めるものとする。</p> <p>(中小規模事業者に対する支援)</p> <p>第 14 条 市は、中小規模事業者の温室効果ガスの排出の抑制等を推進するため、中小規模事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 開発事業等に係る地球温暖化対策 (開発事業等に係る温室効果ガスの排出の抑制等)</p> <p>第 15 条 開発行為(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為をいう。)のうち、1 又は 2 以上の建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)の用に供する目的で行うもの(以下「開発事業」という。)をしようとする者及び建築物の新築等をしようとする者は、当該開発事業又は建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、再生可能エネルギー源の利用を検討するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、開発事業及び建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等について情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(開発事業地球温暖化対策指針)</p> <p>第 16 条 市長は、開発事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等の推進及び次条第 1 項の規定による開発事業地球温暖化対策計画書の作成のために必要な事項についての指針(以下「開発事業地球温暖化対策指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、開発事業地球温暖化対策指針について準用する。</p> <p>(開発事業地球温暖化対策計画書)</p> <p>第 17 条 規則で定める開発事業(以下「特定開発事業」という。)をしようとする者(以下「特定開発事業者」という。)は、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、次に</p>	<p>(特定開発事業)</p> <p>第 11 条 条例第 17 条第 1 項の規則で定める開発事業は、開発区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 1 3 項の開発区域をいう。)の面積が 1 ヘクタール以上の開発行為であって、新築</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成21年12月24日条例第52号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則(平成21年12月24日規則第90号)
<p>掲げる事項を記載した計画書(以下「開発事業地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 開発事業を行う土地の位置及び区域</p> <p>(3) 開発事業の概要</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置の内容</p> <p>(5) 再生可能エネルギー源の利用に係る検討の結果</p> <p>(6) その他規則で定める事項</p> <p>2 特定開発事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、開発事業地球温暖化対策計画書を作成し、市長に提出することができる。</p> <p>3 第1項の規定は、前項の規定により開発事業地球温暖化対策計画書を提出する場合について、準用する。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により開発事業地球温暖化対策計画書を提出した事業者(以下「計画書提出開発事業者」という。)は、当該開発事業地球温暖化対策計画書に係る事業が完了するまでの間、第1項各号(前項において準用する場合を含む。)に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>5 開発事業の変更により、当該開発事業が特定開発事業に該当しなくなった場合は、第1項の規定により提出された開発事業地球温暖化対策計画書は、第2項の規定により提出された開発事業地球温暖化対策計画書とみなす。</p>	<p>する1又は2以上の建築物(以下「予定建築物」という。)の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるものとする。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業その他市長が必要と認める開発事業については、この限りではない。</p> <p>(開発事業地球温暖化対策計画書の提出)</p> <p>第12条 条例第17条第1項の規定による提出は、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策計画書(第4号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第17条第1項の規定による提出は、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第2条第2号の指定開発行為に該当する特定開発事業にあっては同条例第18条第1項の規定により条例環境影響準備書(以下「準備書」という。)を提出する日までに、それ以外の特定開発事業にあっては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の90日前までに行うものとする。</p> <p>(開発事業地球温暖化対策計画書の記載事項)</p> <p>第13条 条例第17条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 開発事業の名称及び目的</p> <p>(2) 工事着手の予定年月日及び工事完了の予定年月日</p> <p>(3) 予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)第127条の4第1項の特定建築物に該当する場合にあっては、同項第5号に規定する環境性能の評価の目標</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(開発事業地球温暖化対策計画書の変更等の届出)</p> <p>第14条 条例第17条第4項の規定による届出は、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策計画書変更届出書(第5号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第17条第4項の規定による届出は、同条第1項第1号及び第6号に掲げる事項の変更にあっては速やかに、同項第2号から第5号までに掲げる事項の変更にあっては変更する日の15日前までに行うものとする。</p> <p>(特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策計画書の提出等)</p> <p>第15条 前3条の規定は、条例第17条第2項の規定による特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策計画書の作成及び提出について準用する。</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
<p>(開発事業の完了の届出等)</p> <p>第 18 条 計画書提出開発事業者は、その提出した開発事業地球温暖化対策計画書に係る事業を完了したとき、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(開発事業地球温暖化対策計画書の概要の公表)</p> <p>第 19 条 市長は、第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による提出又は同条第 4 項若しくは前条の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出開発事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第 20 条 市長は、計画書提出開発事業者に対し、その提出した開発事業地球温暖化対策計画書の内容について、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(住宅販売時の情報の提供)</p> <p>第 21 条 住宅の建築主及びその販売の受託者は、その販売をしようとするときは、購入しようとする者に対し、当該住宅に係るエネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制等について情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>第 4 節 再生可能エネルギー源の利用による地球温暖化対策等</p> <p>(再生可能エネルギー源の優先的な利用等)</p> <p>第 22 条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において、再生可能エネルギー源を優先的に利用するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、地域の特性に応じた再生可能エネルギー源の利用について検討するとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(エネルギー供給事業の情報の提供)</p> <p>第 23 条 市長は、市域における温室効果ガスの排出の量を明らかにするため、規則で定めるエネルギーの供給を行う者に対して、市域における事業に関する情報の提供を求めることができる。</p>	<p>(開発事業の完了の届出)</p> <p>第 16 条 条例第 18 条の規定による完了の届出は、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、開発事業完了届出書(第 6 号様式)により行うものとする。</p> <p>(開発事業の中止の届出)</p> <p>第 17 条 条例第 18 条の規定による中止の届出は、開発事業中止届出書(第 7 号様式)により行うものとする。</p> <p>(開発事業地球温暖化対策計画書の概要の公表)</p> <p>第 18 条 条例第 19 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第 17 条第 1 項 1 号から第 5 号までに掲げる事項</p> <p>(2) 第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(エネルギー供給事業者)</p> <p>第 19 条 条例第 23 条の規則で定めるエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者</p> <p>(2) ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 1 項に規定するガス事業者</p>

第 5 節 日常生活等における地球温暖化対策

(温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の利用等)

第 2 4 条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において使用する製品について、温室効果ガスの排出の量のより少ない利用に努めるとともに、当該製品を購入する場合は、温室効果ガスの排出の量のより少ない製品を選択するよう努めものとする。この場合において、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

第 2 5 条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用等に努めるとともに、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(交通に係る地球温暖化対策)

第 2 6 条 事業者及び市民は、公共交通機関の利用、温室効果ガスの排出の量のより少ない自動車の利用、自動車の適正な運転及び整備その他の交通に係る温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

2 市は、公共交通機関の充実及びその利用促進、温室効果ガスの排出の量のより少ない自動車の利用促進その他の交通に係る温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境教育及び環境学習)

第 2 7 条 市は、地球温暖化対策のための環境教育及び環境学習の推進並びにそれらの支援を行うよう努めなければならない。

(緑の保全及び緑化の推進)

第 2 8 条 市、事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、緑の保全及び緑化の推進に努めるとともに、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 6 節 環境技術による国際貢献の推進等
(地球温暖化対策に資する製品及び技術)

第 2 9 条 製品の開発及び生産並びに技術の開発(以下「製品の開発等」という。)を行う事業者は、地球全体での温室効果ガスの排出の量の削減のため、温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の開発等及び温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の開発等を行うよう努めるものとする。

2 市は、事業者の行う温室効果ガスの排出の量の

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
<p>より少ない製品の開発等及び温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の開発等を支援するよう努めなければならない。</p> <p>(環境技術による国際貢献の推進)</p> <p>第 30 条 優れた環境技術を有する事業者は、その事業活動を通じて、地球温暖化対策に係る国際貢献を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、優れた環境技術を有する事業者と連携して、地球温暖化対策に係る国際貢献を推進するよう努めなければならない。</p> <p>第 3 章 地球温暖化対策の推進のための体制整備</p> <p>(地球温暖化防止活動推進員に対する支援等)</p> <p>第 31 条 市は、地球温暖化防止活動推進員(法第 23 条第 1 項の規定に基づき市長が委嘱する者をいう。以下「推進員」という。)が、地域における地球温暖化対策を推進できるよう、必要に応じて支援するものとする。</p> <p>2 市は、推進員と連携し、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等のための取組の推進に努めなければならない。</p> <p>(地域地球温暖化防止活動推進センターに対する支援)</p> <p>第 32 条 市は、地域地球温暖化防止活動推進センター(法第 24 条第 1 項の規定に基づき市長が指定する者をいう。)が、事業者及び市民の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援するものとする。</p> <p>第 4 章 雑則</p> <p>(報告等及び立入調査)</p> <p>第 33 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出事業者及び計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。</p> <p>(勧告)</p> <p>第 34 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第 20 条 条例第 33 条第 2 項の身分を示す証明書は、立入調査員証(第 8 号様式)とする。</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成21年12月24日条例第52号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則(平成21年12月24日規則第90号)
<p>(1) 第9条第1項、第10条第1項又は第17条第1項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者</p> <p>(2) 第9条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)、第17条第4項又は第18条の届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) 第9条第3項の規定に係る事業活動地球温暖化対策計画書又は第17条第2項の規定に係る開発事業地球温暖化対策計画書(同条第5項の規定により同条第2項の規定により提出した開発事業地球温暖化対策計画書とみなされたものを含む。)について虚偽の提出をした者</p> <p>(4) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(事実の公表)</p> <p>第35条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。</p> <p>(表彰)</p> <p>第36条 市長は、地球温暖化対策の推進に寄与していると認められる事業者及び市民を表彰することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第19条の規定による公告を行った開発事業及び工事に着手した開発事業については、第17条の規定は、適用しない。</p>	<p>(事実の公表)</p> <p>第21条 条例第35条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 勧告の内容</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項 (計画書等の提出)</p> <p>第22条 条例又はこの規則の規定により市長に提出する計画書等の提出部数は、特に定めのあるものを除き、正本1通及びその写し1通とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成22年度における条例第9条第1項の規定による提出に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「7月末日」とあるのは、「11月末日」とする。</p> <p>3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに川崎市環境影響評価に関する条例第18条第1項の規定により準備書を提出した特定開発事業者のうち、この規則の施行の際現に同条例第19条の規定による公告が行われていない準備書に係るものに係る条例第17条第1項の規定に</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
	<p>よる提出に係る第 12 条第 2 項の規定の適用については、同項中「同条例第 18 条第 1 項の規定により条例環境影響準備書 (以下「準備書」という。)を提出する日までに」とあるのは、「条例の施行の日以後速やかに」とする。</p> <p>4 施行日から起算して 90 日が経過する日までの間に特定開発事業 (川崎市環境影響評価に関する条例第 2 条第 2 号の指定開発行為に該当する特定開発事業を除く。)に着手しようとする特定開発事業者に係る条例第 17 条第 1 項の規定による提出に係る第 12 条第 2 項の規定の適用については、同項中「当該開発事業に係る工事に着手しようとする 90 日前までに」とあるのは、「条例の施行の日以後速やかに」とする。</p>